

保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人> の皆さまへ

## 令和3年4月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて

### 1 事業見直しの経過について

放課後キッズクラブは、平成16年度から始めました。始めた時から今までのあいだに、子どもたちのまわりの環境は大きく変わりました。横浜市では、子どもたちの放課後の過ごし方が良くなるように、放課後キッズクラブのことを考えています。2022年までに、子どもたちの「遊ぶ場所」と、留守家庭児童の「生活する場所」をしっかりと分けて、良い場所を作ろうとしています。これまでの調査や使った人たちのアンケート、専門家の人の話を聞いて進めています。現在は、見直しを進めている最中<あいだ>ですが、新型コロナウイルス感染症が広がっていることなどを考えて子どもたちの放課後の過ごし方が良くなるように、2021年4月から新しい区分を作ります。利用時間(使うことができる時間)や利用料(使う時に、はらうお金)などが2021年4月から変わります。

### 2 見直しに関する横浜市ホームページについて

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後

キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて



### 3 放課後キッズクラブの利用について

放課後キッズクラブは、わくわく区分【区分1】と、すくすく区分【区分2A、区分2B】の3つの区分があります。区分によって利用できる時間や利用料金<利用するときにかかお金>が違います。どの区分で登録するのか、選んでください。利用区分は、年度<4月1日から次の年の3月31日>の途中の月初めに変わることができます。

くわしくは、2ページの表で確認してください。

外に出るのが危険なときは、わくわく【区分1】が使えないこともあります。（警報が出ているときや、夏休み中の暑いとき、新型コロナウイルス感染症が広がっているときなど）使えなくなる前に、保護者の皆さまに、お知らせします。

【利用区分の表について】※2021年4月から、利用区分の名まえが変わりました。

利用区分		わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊ぶ場所	遊ぶ場所+生活する場所	
登録条件 (使うことができる人)		<p>下のどちらかにあてはまる子どもです。</p> <p>①小学校に通っている1～6年生の子ども</p> <p>②同じ小学校に通うことが決まっている住所に、住んでいる、国立小学校、私立小学校か、特別支援学校などの1年生～6年生の子ども</p>	<p>留守家庭児童等※1であること</p> <p>上に書いてある区分1の条件に、あてはまることと、留守家庭児童等※1であること</p>	
利用時間 (使うことができる時間)	平日	放課後から16:00まで	放課後から17:00まで	放課後から19:00まで
	土曜日	なし ※プログラムがある日は プログラムに参加できます	8:30～17:00まで	8:30～19:00まで
	学校が休みの日	1日のうち2時間(放課後キッズクラブによってちがいます。)		
利用料 (使う時に、はらうお金)	0円	1か月に2,000円+おやつのお金	1か月に5,000円 (1か月ごと)※2+おやつのお金	
		※すいていれば16:00から19:00も利用することができま	※延長料(19:00まで利用するときは、1回あたり400円のお金がかかります。	

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17:00から利用するとき、1回あたり800円のお金がかかります。</li> <li>800円とは別に、おやつ &lt;昼ごはん &amp; 夜ごはんの間に食べるお菓子など&gt;にかかるお金を払ってください。</li> </ul>	<p>※2 利用料減免制度 &lt; 利用するお金が安くなる決まり &gt; に あてはまる家庭は 払うお金が 0円になります。</p>	<p>※利用料減免制度 &lt; 利用するお金が安くなる決まり &gt; に あてはまる家庭は 払うお金が 2,500円になります。</p>
<p>ほけんかにゆうりょう 保険加入料 (保険に入るための お金)</p>	<p>ほけんに入るためのお金が必要です。 1年間に、はらうお金は800円か それより少ないです。 (放課後キッズクラブによってちがいます。)</p>		
<p>ていじん 定員 つかうことができる人の かす 数)</p>	なし	あり	
<p>つかうときに、 だしゅるい 出す書類 (紙)</p>	<p>りようもうしこみしょ 利用申込書</p>	<p>りようもうしこみしょ ・利用申込書 るすかていじどうとう ・留守家庭児童等であることの証明書</p> <p>※食べ物アレルギーのある子どもは、学校生活管理指導表 (コピー) を必ず出してください。</p>	

※1 留守家庭児童等とは次のどちらかに あてはまる子どもを いいます。

- ① 放課後の時間に 保護者が 仕事などで 家にいない子ども
- ② 保護者が 病気や けがで、子どもの世話をするのが 難しい家の子ども